

香川県福祉サービス第三者評価調査者養成研修等実施要領

(目的)

第1条 この要領は、評価調査者の養成とその資質の向上を図るため、評価調査者の研修等の実施内容、実施方法等を定めることを目的とする。

(研修の種類)

第2条 研修は、評価調査者養成研修（以下「養成研修」という。）、評価調査者継続研修（以下「継続研修」という。）及び更新時研修とする。

(養成研修)

第3条 県は、評価調査者の養成のために、香川県福祉サービス第三者評価機関認証基準（1）ウに定める者を対象に、第三者評価事業の評価業務実施に必要な知識、手法等を習得させる養成研修を実施する。

2 養成研修は、原則として、別表1のカリキュラムに基づき実施する。

(継続研修)

第4条 県は、養成研修修了者のうち評価業務に携わる者に対して、継続研修を実施する。

2 継続研修は、原則として、別表2のカリキュラムに基づき実施する。

3 評価業務に携わる者は、毎年継続研修を受講しなければならない。ただし、次条に定める更新時研修を受講した場合又は傷病等の理由により研修を受講することができない場合は、この限りではない。

(更新時研修)

第5条 県は、評価機関の認証の更新のために、当該評価機関に所属する評価調査者に対し更新時研修を実施する。

2 更新時研修は、原則として、別表2のカリキュラムに基づき実施する。

(研修受講手続)

第6条 県は、研修を開催する場合は、県ホームページ等により研修日程、研修内容、費用負担等を記載した研修募集要項を公表する。

2 研修の受講を希望する者は、受講資格を証する書類を添えて、県に対し受講申込みを行う。

3 県は、申込者の資格審査を行った上で受講の承認又は不承認の決定を行い、その旨を申込者に通知する。

(研修の実施)

第7条 研修は、全国社会福祉協議会が実施する評価調査者指導者研修を修了した者、学識経験者等を講師として実施する。

2 研修は、原則、講義形式により行うが、必要に応じて演習又は実習を実施する。

3 受講者は、原則として、研修に係る実費を負担する。

(他県等が行う研修を履修した者の取扱い)

第8条 全国社会福祉協議会又は他都道府県の福祉サービス第三者評価事業の推進組織等が開

催した評価調査者研修を受講した者のうち、知事が適当と認めたものは、香川県福祉サービス第三者評価事業の評価調査者となることができる。

2 全国社会福祉協議会又は他都道府県の福祉サービス第三者評価事業の推進組織等が開催した更新時研修を受講した者のうち、知事が適当と認めたものは、県における更新時研修を受講したものとみなすことができる。

3 第1項の規定において、評価調査者となるための手続は別に定める。

(研修の修了)

第9条 受講者は、1回の研修で定められたカリキュラムの全てを履修して研修を修了する。

2 やむを得ない事由により研修の一部を受講できなかった受講者については、その者の受講状況を踏まえ、県は修了したものと認めることができる。

(修了者証の交付等)

第10条 県は、養成研修の修了者に、養成研修修了者証を交付する。

2 研修の修了者に対しては、その者の養成研修修了者証に研修の種類及び修了年月日を記載し、確認印を押印する。

(研修の効果)

第11条 養成研修修了者は、福祉サービス第三者評価事業の評価調査者として評価業務を行うことができる。

2 養成研修修了者は継続研修を受講しなかった場合（第4条第3項ただし書の場合を除く。）には、評価業務を行うことができない。

3 前項の場合において養成研修を再び受講することにより、評価業務を行うことができる。

4 第4条第3項ただし書に規定する傷病等の理由により研修を受講することができない場合において、当該受講できなかった継続研修の翌年に実施される継続研修又は更新時研修を受講したときは、評価業務を行うことができる。

(評価調査者名簿の作成等)

第12条 県は、評価調査者の名簿を作成し、これを管理するものとする。

2 県は、評価調査者の氏名、評価機関への所属について、公表するものとする。

附 則

この要領は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

評価調査者養成研修等モデルカリキュラム

(別表1)

評価調査者養成研修

区分	研修課目	形態・時間数	目的	内容
基礎的研修課程Ⅰ	1. 第三者評価の理念と基本的な考え方	講義・1時間	第三者評価事業の理念や基本的な考え方を理解する。	第三者評価事業について、その必要性や行政による指導監査との違い等について講義するとともに、あわせて福祉制度の動向等について解説を行う。また、医療機能評価や、ISO等、関連分野における評価制度の動向ならびにその考え方に関する講義を行う。
	2. 第三者評価の全体像	講義・1時間	第三者評価事業の動向や「評価調査者養成研修」の位置付け等を理解する。	都道府県推進組織が行う第三者評価事業の目的や制度の概要に関する講義を行うとともに、本研修の位置付けならびに評価調査者養成研修の位置付け等について解説を行う。
基礎的研修課程Ⅱ	3. 第三者評価基準の理解と判断のポイント	講義・5時間 30分	都道府県推進組織が使用する第三者評価基準の考え方を理解するとともに実際の第三者評価の方法を習得する	福祉サービス第三者評価基準（共通評価並びにサービス内容評価）の各項目についてその考え方や基準策定の意図等に関する講義を行う。また、実際の第三者評価における判断のポイントについても講義により習得する。
継続研修課程	4. 第三者評価の実施状況と課題	講義・1時間 30分	都道府県における第三者評価事業の実施状況や課題、その対応について理解するとともに、福祉制度の動向等について理解を深める。	都道府県における第三者評価事業の実施状況や事業推進上の課題ならびにその対応について講義を行う。あわせて福祉制度の動向について解説を行う。
	5. 演習	演習・5時間	様々な事例に基づきより良い第三者評価活動を行うための技術や、視点を習得する。	他の第三者評価事例や、事業所における先進的な取り組みについてグループワークを行う。
	6. 講評	全体会・1時間	演習の成果に基づいて評価調査者として求められる技術や態度等についてあらためて理解を深める。	各グループにてとりまとめた演習の成果を発表し、講師が講評を行う。特に、書面調査・訪問調査を実施する上での留意事項や評価調査者としての姿勢をあらためてふり返る。

演習	7. 訪問調査の着眼点	演習・ 1時間 30分	訪問調査における各第三者評価基準の評価判定方法、その着眼点を理解する。	訪問調査における第三者評価基準の評価判定方法、着眼点についてグループにより課題演習、事例検討を行う。
実習	8. 実習Ⅰ	実習・ 6時間	実際に施設（事業所）を訪問、調査を行うことによって具体的な第三者評価の方法・技術を習得する。	「協力施設（事業所）」を訪問、実際に調査を行うことにより、インタビュー技術等について実習を行うとともに、訪問調査時の留意事項を学ぶ。
	9. 実習Ⅱ	実習・ 1時間 30分	実習Ⅰの内容を受けて、第三者評価結果のとりまとめについて具体的な手法を習得する。	訪問調査の結果に基づいて評価調査者間で合議を行い、最終的な第三者評価結果をとりまとめるとともに、報告書の作成について実習により実際の技術を学ぶ。
総括	10. まとめ	全体会・ 1時間	実習の成果に基づいて評価調査者として求められる技術や態度等についてあらためて理解を深める。	各分科会にてとりまとめた実習の成果を発表し、講師が講評を行う。特に、とりまとめ等に対する問題点や課題、書面調査・訪問調査を実施する上での留意事項をあらためて整理する。

評価調査者継続研修

(別表 2)

区分	研修課目	形態・時間数	目的	内容
	1. 第三者評価の実施状況と課題	講義・1 時間	都道府県における第三者評価事業の実施状況や課題、その対応について理解するとともに、福祉制度の動向等について理解を深める。	都道府県における第三者評価事業の実施状況や事業推進上の課題ならびにその対応について講義を行う。あわせて福祉制度の動向について解説を行う。
	2. 演習	演習・6 時間	実際の評価調査者としての取組みをふり返り、他の事例を踏まえながらより良い第三者評価活動を行うための技術や、視点を習得する。	他の第三者評価事例や、事業所における先進的な取組みについてグループワークを行う。
	3. 講評・まとめ	全体会・1 時間	演習の成果に基づいて評価調査者として求められる技術や態度等についてあらためて理解を深める。	各グループにてとりまとめた演習の成果を発表し、講師が講評を行う。特に、書面調査・訪問調査を実施する上での留意事項や評価調査者としての姿勢をあらためてふり返る。